

第 3 章 給 与 関 係

職員の給与に関して、令和3年4月現在における職員の給与及び県内民間事業所の給与を調査し、これらに基づいて、職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。

1 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見

令和3年9月9日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告、勧告及び意見の申出を行った。その概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与に関する報告（意見）及び勧告

ア 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和3年職員給与実態調査」によると、令和3年4月1日において、職員の総数は54,186人で、平均年齢は39.5歳となっている。これらの職員の平均給与月額（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額）は、397,997円となっている。

これらのうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均年齢は41.6歳、平均給与月額は376,482円となっている。

イ 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の2,024民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した464の事業所について「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる54職種の15,150人の従業員について、令和3年4月分として支払われた給与月額等を個別に調査した。また、各民間企業における各種手当・給与改定の状況、初任給等についても事業所単位で調査した。なお、令和2年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象としていない。

ウ 職員給与と民間給与との比較

本委員会は、前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれと類似すると認められる職種の常勤の従業員について、職務の種類別に、役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む給与額を対比させ精密に比較した。その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均92円（0.02%）下回っていた。

また、令和2年8月から令和3年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額額の4.31月分に相当しており、

職員の期末・勤勉手当の年間支給月数（4.45月）が民間の特別給の年間支給割合を上回っていた。

エ 生計費

令和3年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ217,440円、236,550円及び255,640円となっている。

オ 職員の給与改定

(ア) 月例給

公民給与較差が小さいことから、給料表等の月例給の改定を行わない。

(イ) 特別給

民間の特別給の年間支給割合に見合うように、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を引下げる。

（年間4.45月 → 4.30月、引下げ分は期末手当の支給月数に反映）

(2) 定年を段階的に65歳に引き上げるための条例の改正についての意見

地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に関する制度との均衡を考慮し、本県の定年の段階的引上げに関する意見の申出を行った。主な内容は次のとおりである。

ア 定年を段階的に引き上げて原則65歳とすることを条例に定めることが必要

イ 管理監督職勤務上限年齢は原則60歳とすることが適切

ウ 多様な働き方へのニーズに対応するため、定年前再任用短時間勤務制の導入

エ 60歳を超える職員の給与については、当分の間、給料月額は60歳前の7割の額を支給

オ 定年の段階的引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるような措置が必要

【実施時期】 令和5年4月1日

(3) 人事管理に関する報告(意見)

ア 人材の確保、育成及び活用

(ア) 人材の確保

採用試験等においては、多様な人材の確保という観点から、その在り方を検討する必要がある。特に、人材の確保が難しい職種については、現在実施している試験等の検証を進めるとともに、受験しやすい試験制度による受験者数の確保等を進める必要がある。

任命権者においては、特に人材確保が困難な職種等を中心に、受験者の確保に向け本県職員の仕事の魅力をより積極的に発信するなど、必要な人材を確実に採用するための取組を継続的に進めていく必要がある。

(イ) 人材の育成

急速に変化する社会情勢とその課題解決に向け、職場でのOJTや職員研修を通じた職員の能力育成、障害を有する職員が働きやすい職場環境づくり、デジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向けた人材育成などが求められている。また、職員の主体的なキャリアプランの形成を促すため、キャリアプランニング支援制度を実施したほか、知事部局等では、令和3年度よりメンター制度を開始した。

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

人事評価の公平性や客観性、納得性に十分留意し、必要な改善を図るなど、今後も人事評価を任用・給与等の人事管理により適切な活用を図っていくことが重要である。

主査級昇任試験については、令和3年度から、第2次試験におけるプレゼンテーション試験を廃止し、受験者の負担軽減を図った。

引き続き、出産や育児、介護等の事情を抱える職員でも受験しやすくなるような方策を検討していくとともに、先輩職員の経験を聞くことができる機会を設けるなど、試験にチャレンジする意欲の醸成に努めていく。

(エ) 女性職員の活躍しやすい環境・意識づくり

女性のキャリア形成に資する計画的な人事異動やオンライン研修の充実などの取組を着実に実行するとともに、女性の活躍に向けた意識を醸成する必要がある。また、職員がアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に関する理解を深め、固定観念や性別による役割分担意識等の解消を図ることが重要である。

イ 働き方改革と勤務環境の整備等

(ア) 新型コロナウイルス感染症対策の下での働き方

新型コロナウイルス感染症対応業務の終息が未だに見通せない中、恒常的な応援業務については、必要に応じて担当課の定数を増員し、時限的な業務については会計年度任用職員を増員するなどの柔軟な対応が必要である。あわせて、外部委託が可能な業務を積極的に切り出しその拡大を図るなど、あらゆる手段を講じて職員の負担を軽減することを検討すべきである。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、本県ではテレワークや時差通勤を推進して、職員同士の接触機会を低減し、交通混雑を回避した。

こうした取組を、多様な働き方の推進や時間外勤務の縮減に向けた業務効率化などの契機と捉え、積極的に生かしていくことが求められる。

(イ) 仕事と生活の両立支援の推進

新型コロナウイルス感染症の収束後も、テレワークの推進、時差通勤やフレックスタイム等の活用による勤務時間の弾力的割振りにより、職員が多様な働き方を選択できるようにしていくことが求められる。

男性の育児休業の取得を促進するために、人事当局においては、職員の配置換え、担当業務変更、必要な代替職員の確保など、柔軟かつ適切な人事上の措置を講ずる必要がある。

職員の不妊治療と仕事の両立を支援するため、職員の不妊治療のための休暇（有給）を新たに設ける必要がある。

妊娠、出産、育児等のライフイベントが生じ得ることは常勤・非常勤といった勤務形態で変わるものではないことから、非常勤職員についても、休暇・休業等に関する措置を講ずるべきである。

(ウ) 総実勤務時間の縮減

時間外勤務縮減のためには、管理職が業務を適切に進行管理し、事務事業の合理化及び効率化などによる見直しを進めていかなければならない。

県立学校では、令和2年度からＩＣカードによる勤務管理システムが導入された。学校の管理職は、この勤務管理システムを活用して教員の在校等時間及び職員の勤務時間を把握し、定められた上限時間を超えないよう業務の削減や見直しに取り組んでいくことが求められる。公立小中学校においても、市町村教育委員会と連携して取り組む必要がある。

(エ) 心身の健康管理

各職場において、ストレスチェックの集団分析結果に基づき職場のストレス要因を検証し職場環境の改善に取り組むことが重要である。

特に採用後間もない職員に対しては、所属全体の取組としてこまめな声掛けなど円滑なコミュニケーションの下で職員の変更を見逃さないよう心掛け、不安なく業務に取り組めるよう配慮が必要である。

(オ) ハラスメントの防止

職員一人一人が、ハラスメントへの理解を深めるとともに、ハラスメント行為に対する認識が職場で共有されるような研修や相談窓口の周知などの取組が求められる。

また、いわゆるＬＧＢＴＱなどの性的マイノリティに対するハラスメントが生じることのないよう、理解促進のための取組を進めていく必要がある。

(カ) 公務員倫理に基づいた意識と行動の徹底

各任命権者において、公務員倫理の徹底と厳正な服務規律の確保を図り、不祥事防止に取り組んでいくことが重要である。

2 職員給与実態調査

(1) 令和3年4月における職員の平均給与月額等は、次のとおりである。

	行政職給料表適用職員	全職員
給料	325,934 円	345,669 円
扶養手当	7,203	7,496
地域手当	28,690	29,978
住居手当	6,013	6,314
管理職手当	8,632	4,818
その他	10	3,722
平均給与月額	376,482	397,997

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。

2 その他は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。

(2) 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験年数	給料	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	管理職 手当	その他の 手当	平均給与月額
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
行政職	8,573	41.6	19.4	325,934	7,203	28,690	6,013	8,632	10	376,482
公安職	11,617	37.7	16.9	332,638	11,462	28,942	4,823	1,775	124	379,764
研究職	302	42.6	19.4	362,542	9,421	31,924	7,743	8,916	0	420,546
医療職(1)	54	47.6	23.2	472,090	8,389	85,156	7,096	51,746	224,917	849,394
医療職(2)	355	40.7	17.4	329,598	4,930	28,312	6,013	3,714	0	372,567
医療職(3)	257	41.4	17.9	329,881	4,158	28,095	4,939	1,809	0	368,882
教育職(1)	9,954	41.5	18.9	370,784	6,969	31,815	7,089	2,696	7,528	426,881
教育職(2)	22,037	38.8	16.0	350,590	5,931	30,269	6,830	6,006	5,132	404,758
学校栄養職	53	42.3	21.0	340,498	2,038	28,464	4,402	0	0	375,402
事務職	983	38.4	17.0	304,850	5,041	25,806	7,242	0	0	342,939
特定任期付職員	1									
全給料表	54,186	39.5	17.3	345,669	7,496	29,978	6,314	4,818	3,722	397,997

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。
2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。
3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

(3) 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	職員数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	人	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	8,573	79.0	6.8	14.1	0.1	64.4	35.6
公安職給料表	11,617	42.0	5.8	52.2	—	88.1	11.9
研究職給料表	302	97.0	1.3	1.7	—	74.8	25.2
医療職給料表(1)	54	100.0	—	—	—	83.3	16.7
医療職給料表(2)	355	85.9	13.8	0.3	—	35.8	64.2
医療職給料表(3)	257	58.4	41.2	0.4	—	10.9	89.1
教育職給料表(1)	9,954	95.3	2.8	1.9	—	56.9	43.1
教育職給料表(2)	22,037	93.7	6.3	0.0	—	44.7	55.3
学校栄養職給料表	53	32.1	67.9	—	—	5.7	94.3
事務職給料表	983	51.3	13.6	35.1	—	43.5	56.5
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	54,186	79.6	6.0	14.4	0.0	59.3	40.7

(注) 再任用職員は含まれていない(以下(5)まで同じ。)

(4) 給料表別・級別人員分布

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	937	1,493		1,647	2,380	911	754	341	83	12	15
公安職給料表	578	1,460		2,400	4,314	1,762	514	385	147	57	
研究職給料表	—	64		179	58	1					
医療職給料表(1)	15	14		17	8						
医療職給料表(2)	1	20		80	104	93	50	7	—		
医療職給料表(3)	—	57		70	47	64	19	—			
教育職給料表(1)	183	9,253	107	237	174						
教育職給料表(2)	—	19,408	523	1,094	1,012						
学校栄養職給料表	—	—		2	28	23					
事務職給料表	136	171		222	217	126	111				

(5) 給料表別・年齢別人員分布

給料表 年齢	行政職	公安職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	教育職 (1)	教育職 (2)	学校 栄養職	事務職	特定 任期付 職員	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下												
18	12	28								2		42
19	12	155								3		170
20	24	175								16		215
21	24	148			1	1		1		12		187
22	218	307				8	93	413		21		1,060
23	224	286	4		4	10	122	512		21		1,183
24	203	348	3	2	7	8	201	639		26		1,437
25	221	337	9	2	9	7	246	662		16		1,509
26	254	335	9	1	3	4	311	811		30		1,758
27	221	298	8		12	7	315	828		50		1,739
28	290	340	9	1	17	3	329	836		30		1,855
29	238	331	11	2	16	5	354	895		25		1,877
30	285	252	8	1	14	6	351	891		34		1,842
31	258	344	11	2	12	8	359	884		32		1,910
32	202	381	7	1	21	6	376	897	3	38		1,932
33	177	393	10	2	11	6	359	896	1	47		1,902
34	190	384	4	1	15	6	319	830	2	52		1,803
35	194	419	6		20	7	273	808	6	30		1,763
36	162	439	6		8	5	252	678	5	27		1,582
37	145	418	10		12	5	224	613	5	25		1,457
38	134	428	6	1	9	4	233	599	3	25		1,442
39	150	454	6		13	4	185	555	4	41		1,412
40	151	414	7	1	7	6	238	547	1	26		1,398
41	145	400	7		4	6	189	509	2	30		1,292
42	131	340	4		3	4	203	519	2	15		1,221
43	137	335	10	3	5	11	183	449		18		1,151
44	163	287	8	1	2	8	209	350		10		1,038
45	145	250	6		5	7	203	391		16		1,023
46	211	294	6		2	7	210	389	5	15		1,139
47	261	265	6	2	6	4	210	390	1	20		1,165
48	253	228	11	1	4	10	221	336		21		1,085
49	320	194	7	1	9	13	181	349	2	19		1,095
50	326	164	9		7	9	198	344	2	20		1,079
51	307	153	9	2	8	9	188	370	3	15		1,064
52	325	169	13	2	10	8	188	376		17		1,108
53	336	142	16	1	8	11	224	405		14		1,157
54	245	123	12	3	9	4	250	405		10		1,061
55	285	170	13	1	14	4	317	415	2	16		1,237
56	264	171	10	4	12	10	375	477		22		1,345
57	280	182	6	2	12	6	412	515	1	21		1,437
58	260	170	8	3	9	4	414	628	1	24		1,521
59	189	165	7	4	15	6	437	622	2	31		1,478
60	1	1					2	3				7
61												0
62				3								3
63				2								2
64				1								1
65												0
66歳以上				1								1
合計	8,573	11,617	302	54	355	257	9,954	22,037	53	983	1	54,186

3 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査した。

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,024事業所

なお、令和3年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象としていない。

(2) 調査事業所の抽出

調査対象事業所を組織、規模、産業によって24層に層化し、これらの層から464事業所を無作為に抽出

【産業別・企業規模別調査事業所数】

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	産業計	事業所 374	事業所 181	事業所 133	事業所 60
農業, 林業, 漁業	—	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	20	6	7	7	
製造業	189	79	78	32	
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	64	36	20	8	
卸売業, 小売業	26	16	7	3	
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	14	13	—	1	
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	61	31	21	9	

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が84所あった。

2 調査対象事業所464所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所6所を除いた458所に占める調査完了事業所374所の割合(調査完了率)は、81.7%である。

3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

(3) 調査実人員

15,150人。なお、初任給関係以外の調査職種該当者(母集団)の推定数は90,173人。